

# 第2章／各論

第2期おおむら子ども・子育て支援プラン



## 基本目標1

## 地域における子育て力の向上

## (1)取組の方針

育児不安の解消や地域の中で安心して子育てできる環境を整備するため、地域で子どもたちを見守り育てる意識を醸成するなど、地域子育て力の向上を図ります。

また、子どもたちを交通事故や犯罪、災害から守り、子どもたちの安全と保護者の安心を確保したまちづくりを進めるため、通学路の整備や青少年の防犯対策、防災対策を推進します。

## (2)取組の概要

## 地域子育て人材の育成・活用

## ボランティア活動などへの参加促進と支援

市民やNPOのボランティア活動の参加を促進するため、ボランティアの体験学習や養成講座等の開催により、市民ボランティアを育成し、市民が主体となったボランティア活動を支援します。

## 地域における子育て支援拠点の充実

地域子育て支援センターにおいて、地域住民と親子の交流、育儿相談、子育て講座等を開催し、在宅で保育している親の子育てに対する不安や育児ストレスを軽減するとともに、地域で子どもたちを見守り育てるという地域子育て力の向上を図ります。

## ココロねっこ運動の推進

子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直し、子どもたちの健やかな成長を育む県民運動「ココロねっこ運動」を推進します。

## 地域子育て人材の活用

地域や家庭での子育てや遊びを支援する人材を育成し、学校や放課後児童クラブ、子ども会など地域での活動の場における地域子育て人材の活用に努めます。

また、子どもと祖父母世代との世代間交流を推進するため、経験豊富な高齢者を積極的に活用します。



## 地域交流の推進

### 保育園等の地域交流の推進

地域の中で安心して子育てできるよう、市内の保育園等を地域に密着した子育て支援拠点と位置付け、妊婦の育児体験や子育て家庭への育児支援・育児相談等の実施施設として地域に開放することにより、育児不安の解消を図ります。

### 地域活動の支援

子どもたちが、地域の活動を通して、異年齢の集団の中で様々なことを学び、自主性や社会性を身につけていくよう、経験豊富な高齢者など地域の人材や公民館等を活かした活動を支援します。

### 市立幼稚園の地域交流の推進

市立幼稚園を、未就園児の遊び場、園児との交流や親同士の交流の場として開放するとともに、地域の子育て世帯を対象とした育児相談を実施します。

### 小中学校施設の地域開放

地域活動の拠点施設として、市内小中学校の体育施設を開放し、子どもの安全な遊びの場や市民スポーツ等、地域活動の促進を図ります。

## 子どもの安全の確保

### 歩道の段差解消

自転車や徒歩の子どもたちが、横断歩道を安全に通行できるよう、市道交差点内の歩道と車道の段差解消を計画的に実施します。

### 通学路等の安全確保

通学路の合同点検の継続的な実施及び対策実施後の効果検証や歩道の整備、通学路における交通危険箇所へのカーブミラー設置等の計画的な実施により、通学路等の安全性の向上を図ります。

### 交通安全活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため交通指導員による立哨活動を推進するとともに、子どもやドライバーを対象とした交通安全教育を通して、交通ルールや交通マナーの意識の向上を図ります。



防犯対策の推進	<p>子どもたちを犯罪から守るため、地域ボランティアによる防犯パトロールや防犯協会による防犯灯の設置等のほか、関係団体が連携し、市民の防犯意識の向上と犯罪のないまちづくりを目指します。</p> <p>また、学校、警察及び関係機関が連携した巡回補導等、青少年の非行防止活動に取り組みます。</p>
青少年の健全育成	<p>青少年の非行・事故を防止するため、非行・事故防止キャラバン、有害図書販売店への立入調査、巡回補導等、関係機関と連携した取組を実施し、地域全体で青少年の健全育成を推進します。</p>
防災対策の推進	<p>近年頻発する大規模災害を教訓として、子どもたちを災害から守るため、防災機関・学校・施設・地域等と連携し、防災訓練や防災教育等に取り組みます。</p> <p>また、自主防災組織の訓練に子ども会の参加を募るなど、子どもたちが防災に触れる機会を増やします。</p>
子どもを事故から守る活動の推進	<p>転倒や転落、遊具の欠陥や大人の不注意による異物の誤飲等、日常生活に潜在する子どもの事故発生要因についての啓発を行うとともに、子どもたちの安全な生活環境の整備を図ります。</p>
公園や子どもの遊び場の維持管理	<p>子どもたちが地域で安全に楽しく遊べ、親が安心して見守ることができる場を確保するため、都市公園<sup>※1</sup>施設の適切な維持管理と計画的な補修及び更新に努めます。</p> <p>また、計画的な維持管理を行い、公園施設<sup>※2</sup>の劣化や損傷等による事故を未然に防止し、安全・安心に遊ぶことができる公園の確保に努めます。</p>
防犯教育の推進	<p>子どもたちを犯罪から守るため、小中学校において、民間企業や警察等と連携した講習会を開催し、子どもたち自身の防犯に関する意識の醸成を図ります。</p>

※1 都市公園法により定められた公園のこと。

※2 公園内にある園路、遊具、ベンチ、フェンスなどのこと。

## 基本目標2

## 親と子どもの心とからだの健康づくり

## (1)取組の方針

子育て世代包括支援センター、地域、医療機関、教育・保育施設が連携し、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、心身ともに健やかな子どもたちの成長を育み、親と子どもの心とからだの健康づくりを推進します。

## (2)取組の概要

## 妊産婦・乳幼児への支援

子育て世代包括支援センターによる支援の充実	子育て世代包括支援センターにおいて、医療機関、保育園、子育て支援センター等との連携を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実します。
妊産婦・新生児に対する訪問指導	育児の状況等を把握し、継続的な支援が必要な子育て家庭の早期発見と適切な支援を行うとともに、特定妊婦に対しても継続的な支援を行うため、乳児家庭の全戸訪問（赤ちゃん訪問）を実施します。
乳幼児・妊婦の健康診査の推進	乳幼児や妊婦を対象とした健康診査を通じて、病気や障がいの早期発見や早期治療に努めるとともに、子育てのアドバイスや育児に関する情報を提供します。
乳幼児の健康相談	育児不安の軽減や乳幼児の健やかな発達と健全な親子関係の育成を図るため、保健師、助産師、管理栄養士及び歯科衛生士等の専門職による乳幼児の健康相談を実施します。
子どもの発達に関する専門的支援	保健師、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が、感覚遊びや個別相談により、ことばや運動機能が気になる子どもの発達に応じた指導・助言を行うとともに、保育園、幼稚園、認定こども園等を訪問する巡回相談を行い、適切な支援につなげます。



**子どもの豊かなこころを育む  
親子の絆づくりの推進**

子どもたちの健やかな発達と健全な親子関係の育成を図るため、保健師等が、赤ちゃん訪問時や1歳6か月児健康診査時に絵本を配布し、絵本の読み聞かせの大切さや親子のふれあいの重要性を伝え、豊かな心を育む親子の絆づくりに取り組みます。

**家族ぐるみで出産・育児を支える意識づくりの推進**

育児経験のない妊婦を対象に、出産から育児に関する正しい知識の習得を支援します。

また、妊婦を対象にした講座、父親・祖父母、地域を対象にした子育て講座等を開催し、家族ぐるみの支援の意識づくりを推進します。

**親と子どもへの医療の支援**

**夜間初期診療センターの運営**

夜間(19:00～22:00)における発病に対応するため、夜間初期診療センターの円滑な運営を図ります。

**子ども医療費等の助成**

中学校を卒業するまでの子どもを対象に医療費の一部を助成し、子どもの保健の向上を図ります。

**予防接種の推進**

乳幼児、児童等を対象とした定期予防接種について、年間を通じた個別接種やインフルエンザ予防接種の中学生までの費用一部助成等により、接種率の向上を図り、感染症や罹患時の重症化の予防に努めます。

**不妊治療対策等の推進**

特定不妊治療(体外受精、顕微受精)や不育症<sup>※1</sup>の治療費の一部を助成し、子どもを望む夫婦の不妊治療等を支援します。

また、妊娠相談専門電話(こうのとりダイヤル)を設置し、不妊症や不育症に関する相談や情報の提供に取り組みます。

**療育支援サービスの提供**

障がいの種類や程度に応じた機能訓練や療育指導を行い、機能回復を図ります。

また、保護者が機能訓練の方法や障がいへの正しい対処方法等の知識を得るための支援や相談支援員の配置等、相談支援機能の充実を図ります。

※1 妊娠はするが、流産、死産や新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもを持てない場合のこと。一般的には、2回連続した流産・死産があれば不育症と診断している（出典：厚生労働省HP）。

## 親と子どもの健康づくり

子どものむし歯予防対策	生涯を通じた歯の健康づくりに対する意識の向上を図るため、フッ化物塗布 <sup>※1</sup> やフッ化物洗口を実施します。また、1歳6か月児・3歳児歯科健診において、ブラッシング指導やフッ化物の効用について周知するなど、早期からのむし歯予防対策に取り組みます。
発達障がいに関する理解の促進	発達障がいの子どもたちが、自分らしく、いきいきと生活できる環境づくりを推進するため、発達障がいに関する研修や講座を開催し、発達障がいに関する理解の促進に努めます。
健康づくり推進員の養成	地域における市民の健康づくり活動の活性化を目的に、健康づくり推進員を養成し、健康運動指導を通して、妊婦の健康維持や母子のスキンシップの向上を図ります。
食育活動の推進	市民の食に関する知識を深め、健全な食生活を送ることができるよう、食育を推進し、子どもたちの食べる力(選ぶ・作る・味わう)を育みます。また、生産者とのふれあい、伝統食等を学ぶ機会を通して、食に対する知識を深めるとともに、食の大切さや食に対する感謝の心を育みます。



※1 乳歯むし歯の予防として、1歳児から、比較的高濃度のフッ化物溶液やゲル（ジェル）を歯科医師・歯科衛生士が歯面に塗布する方法のこと（＝フッ化物歯面塗布）（出典：厚生労働省HP）。

## 基本目標3

## 子育てと仕事の両立

## (1)取組の方針

子どもが安心して保育を受けられるよう、教育・保育環境の充実や多様なニーズに対応したサービスの提供、民間企業等における子育てしやすい職場環境づくりを促進し、子育てと仕事の両立支援に努めます。

## (2)取組の概要

## 教育・保育環境の充実

## 幼稚園・認定こども園・保育園における保育環境の充実

保護者の就労支援として大きな役割を担っている幼稚園・認定こども園・保育園等について、将来人口の動向を踏まながら、定員の見直しや教育・保育施設の計画的な整備を進め、待機児童の発生防止や安全な保育環境の充実を図ります。

## 保育士確保対策の充実

保育士として就職した方への祝金の支給、保育士を目指す学生を対象とした市内保育施設を見学するバスツアーの開催により、保育士の確保に努めます。

また、子育て支援員研修を実施し、施設に配置することによって保育士の負担軽減を図ります。

## 認可外保育施設の適切な保育環境の確保

認可外保育施設は、認可保育園にはできない柔軟な対応やサービスを提供する役割を担っています。

適切な保育環境を確保するため、認可外保育施設に対し、薬品・衛生材料及び保育材料調達費用の助成を行い、園児の安全・衛生対策を推進します。

## 多様な保育サービス等の提供

## 一時預かり事業の推進

保護者の就労形態の多様化が進む中、ゆとりをもった子育てができる環境を提供するために、緊急又は一時的に家庭での保育が困難になった子どもを保育園等で預かる一時預かり事業を推進します。

## 幼稚園・認定こども園・保育園における多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化や通勤圏の広域化等の変化に対応し、安心して就労できる環境を整備するため、認定こども園・保育園等が実施する延長保育や休日保育、幼稚園における預かり保育等、市民のニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。

障がい児等の幼稚園・認定こども園・保育園への受入れの推進	障がい児や特別な支援が必要な子どもの幼稚園、認定こども園、保育園への受入れを推進します。 また、それぞれの子どもに配慮した保育環境を整備するとともに、適切な保育を提供することにより、保護者の仕事と子育ての両立を促進します。
病児保育の提供	病気療養中の子どもを、保護者の就労等のやむを得ない理由により家庭で看護することができないときに、保護者に代わって医療施設等で保育を行う病児保育について、市民のニーズに応じて適切に提供できる体制づくりに努めます。
障害児福祉サービスの充実	障がい児への適切な保育及び自立に向け、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等障害児福祉サービスの充実を図ります。
放課後児童クラブの充実	児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境を整えるため、放課後の保育に欠ける小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブを計画的に整備します。 また、県の認定資格研修を通して、保育の質の向上に努めます。
放課後子ども教室の充実	放課後や週末に、子どもたちの安心・安全な居場所をつくるとともに、学習活動や様々な体験活動を通して、子どもたちの自主性、社会性等を育む放課後子ども教室の充実を図ります。

## 子育てしやすい家庭と職場の環境づくり

女性の再就職の支援	就職に必要となる情報の提供や基礎知識を学ぶための各種講座を開催するなど、妊娠・出産等を終え再就職する女性を支援します。
男性の育児参加の推進	男女が共に子育てと仕事を両立できる職場づくりを目指して、男女の働き方の見直しや男女が協力して家事・子育てに関わることの重要性を学ぶ各種講座や男女共同参画に関する講演会を開催し、男性の育児への参加を推進します。
結婚・子育てしやすい職場づくりの促進	結婚や子育てしやすい職場づくりのため、民間企業等が、従業員の結婚や子育てを応援することを宣言し実践する「ながさき結婚・子育て応援宣言※1」を促進します。

※1 長崎県が推奨している制度で、企業・団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりなどに取り組む内容を宣言していただく制度。

## 基本目標4

## 子どもの未来を育む教育の充実

## (1)取組の方針

将来を担う子どもたちが、学習、文化活動、スポーツ、そして地域の伝統行事に積極的に参加し、地域への愛着や誇りをもち、社会の一員として、たくましく生き抜く人間に育つよう、子どもの未来を育む「教育のまち大村」の実現を目指します。

## (2)取組の概要

## 豊かな心を育む教育の充実

幼稚教育環境の充実	幼稚園及び認定こども園において、幼児教育の研究や幼稚園教諭への研修の実施、保育園・小学校等との連携により、質の高いきめ細やかな幼児教育の提供と子どもたちの育ちを支える幼稚教育環境の充実を図ります。
ミライロ n 図書館等の利用促進	子どもたちの人間形成に大きな役割を果たす読書活動を推進するため、児童図書の充実に努めます。 また、読み聞かせの会等の子ども向けイベントや子育て世代を対象とした講座、講演会等を開催し、子育て家庭のミライロ n 図書館の利用促進に努めます。
芸術・文化体験の充実	子どもたちが将来、芸術・文化の担い手となるよう、プロのオーケストラ演奏の鑑賞、小・中学校音楽会、子ども美術展やスクールコンサートへの参加等、芸術・文化に触れる機会の提供に努めます。
特別転入学の推進	市内2校で実施している特別転入学により、海や山の豊かな自然に恵まれた環境の中での様々な体験を通して、子どもたちの健やかな成長を育みます。
読書活動の推進	子どもたちの豊かな学びを育むため、学校図書館ネットワークシステムの活用や学校司書の配置、ミライロ n 図書館との連携等により、本と子どもたちをつなぎ、児童生徒の読書を推進します。
郷土を誇りに思う子どもの育成	小・中学生が、大村の歴史や人物を独自に調査・研究し、その成果を発表する機会をつくり、郷土大村の歴史を学ぶことによって、伝統や文化を誇りに思う心を養い、郷土を愛する子どもを育成します。

**人権教育の推進**

幼稚園、小・中学校の教職員を対象に、人権教育講演会、人権教育研修会を継続的に開催するなど教職員の指導力向上に努め、人権教育を推進します。

**多様な学習機会の提供****英語力向上対策の推進**

市内の中・小学校へ外国語指導助手(ALT<sup>※1</sup>)を計画的に配置し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。

**国際交流の推進**

中高生を対象に、海外姉妹都市との相互ホームステイ派遣事業等を行うほか、国際交流プラザで未就学児向けに英語の絵本の読み聞かせや小学生を対象とした英会話講座等を通して、国際感覚の醸成を図ります。

**ICT教育の基盤整備**

インターネットや携帯電話等の情報通信技術(ICT)が急速に普及する中、児童生徒がICT機器を適切に使用し、情報を効果的に活用する能力を向上させるため、小・中学校にパソコンやタブレットの整備を計画的に進めます。

**科学に対する知識の普及啓発**

子どもたちの科学的な事象の考察や調査研究する力を育むため、子ども科学館において、週末を中心に定期教室や実験教室等を開催し、子どもたちの科学に対する関心や知識の普及啓発を図ります。

**環境学習の推進**

幼少期からの環境に対する意識の定着を図るため、小学生や保護者を対象に、リバー(大村湾)ウォッチングや環境出前講座を開催するなど、環境学習を推進します。

**配慮を要する子ども等への支援****支援を要する児童生徒の教育の充実**

支援が必要な児童生徒への多様な対応や望ましい学校生活に向けた支援のために、在籍する学級または学校に補助員を配置し、よりよい教育環境の提供に努めます。

**就学時健康診断及び就学相談の充実**

就学時健康診断や就学相談により、疾病、障がいの種類・程度の実態や保護者の悩み、不安、要望等を把握し、次年度の就学予定児の心身の状況に応じた適正な就学を図ります。

※1 Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。主に市立の小中学校における外国語授業の補助や地域における国際交流活動への協力を職務としている。

特別支援教育の充実

研修会の実施等を通して、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、在籍児童生徒同士の交流や行事等の教育活動を支援し、特別支援教育の充実を図ります。

小・中学校における心のケアの充実

児童生徒や保護者、教職員の相談やカウンセリングを行うスクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)を教育委員会に配置するとともに、子どもの相談相手となる心の教室相談員を全小・中学校に配置し、心のケアを充実させます。

不登校適応指導教室の運営

不登校となった児童生徒の個々に応じた支援プログラムによる支援を行い、児童生徒の不安や悩みを解消し、規則正しい生活リズムの確立やコミュニケーション能力の向上等社会性を育み、早期の学校復帰を目指します。



## 基本目標5

## 一人ひとりに寄り添った支援の強化

## (1)取組の方針

近年、増加している児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うため、関係機関と連携し、要保護児童対策を強化します。

子育てや若者支援に関するサービスの情報発信を強化し、支援の必要性が高い生活困窮世帯、障がい児をもつ世帯や若者等に、必要な情報が必要なときに届き、適切なサービスにつながり安心して生活していくよう支援します。

## (2)取組の概要

## 子ども・若者への適切な支援

要保護児童対策の強化	乳児家庭の全戸訪問やこどもセンター等での相談により、保護者が子育ての不安や悩みを相談しやすい体制をつくり、児童虐待の未然防止を図ります。 また、相談員の研修の充実、関係機関との連携を強化し、要保護・要支援家庭の早期発見・早期対応に努めます。
子育て短期支援(ショートステイ)	保護者が家庭において子どもを養育することが緊急かつ一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かり、心身の安心と安全を確保します。
4歳児の発達障がいに関する相談の推進	教育・保育施設を利用している4歳児を対象に、発達障がいに関する相談を行い、支援が必要な児童の早期発見、早期支援に努めます。
障がい児家庭への育児支援	障がい児をもつ親の育児不安やストレスの軽減を図るため、障がい児を対象とした一時保育の実施、人形劇観賞・運動遊び等の親子交流等の育児支援を推進します。
子どもの学習支援	生活困窮世帯の児童生徒等に対し、学習習慣や規則正しい生活習慣を確立するため、学習支援、日常生活における悩みや進学についての助言を行います。
自殺対策の推進	子どもや若者が自殺に追い込まれることがないよう、地域と連携し、自殺対策に関するネットワークの構築やゲートキーパー <sup>※1</sup> の育成等、包括的な自殺対策を推進します。

※1 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ見守る人。

**生活困窮者の相談窓口の充実**

生活困窮者を早期に自立させるため、相談窓口において個別の自立支援計画を作成するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者のニーズに応じた支援を計画的に行います。

**結婚の支援**

婚活サポートセンターにおいて、結婚相談やデータマッチングシステム等による引き合わせのほか、市主催の婚活イベントを実施するなど、独身男女の出会いの場の創出に努めます。

**子育て家庭への支援****子育て家庭への経済的支援**

中学生までの子どもを養育する家庭の生活を安定させるため、児童手当を支給します。

また、常時介護を必要とする重度の障がい児(者)に対する障害児福祉手当やひとり親家庭の養育者に対する児童扶養手当等を支給します。

**ひとり親家庭等の自立支援**

母子父子自立支援員により、生活全般に関する相談に対応するとともに、給付金制度や貸付金制度の紹介、資格取得の促進等、指導・助言を行い、母子家庭等の自立を支援します。

**小・中学校就学援助による支援**

新入学用品、学用品、通学用品、修学旅行、校外活動、学校給食、医療費等、小・中学校の就学に必要な経費を援助し、義務教育を受ける際の支援を行います。

**遠距離通学対策**

自宅から学校までの通学距離が遠く、徒歩や自転車による通学が困難な児童生徒に対し、路線バスを利用した通学費用の一部を助成するなど、遠距離通学児童と保護者の負担軽減を図ります。

**子どもへの就業支援**

市内高等学校の生徒及び保護者を対象に、市内の中小企業者やその事業内容を紹介し、就職を促進することで、若い労働力があふれる地域社会の構築を図ります。

**情報発信の強化****各種事業における情報発信強化**

様々な子育てに関する制度や情報を、市の広報紙、ホームページ、SNS等の多様なメディアを活用した周知を強化し、子育て家庭の支援につながるよう努めます。

**子育てガイドブックの作成**

子育て家庭が利用できる施設や子ども・若者が相談できるサービス等をまとめた子育てガイドブックを作成し、適切な利用、相談につなげ、子どもとその保護者や若者の悩みや不安の解消を図ります。

## 取組指標

内 容	現状(H30年度)	目標(R6年度)
子育て支援サポーターの登録者数(人)	44人	50人
補導活動への年間延べ参加者数(人)	1,653人	1,700人
3歳児健診の受診率(%)	92.6%	95.0%
1歳までのBCG予防接種の接種率(%)	89.9%	95.0%
教育・保育施設における4月時点の待機児童数(人)	70人	0人
放課後児童クラブの数(クラブ)	49クラブ	62クラブ
ミライon図書館における児童図書の年間貸出冊数(冊)	106,841冊	300,000冊
市内の小・中学校における不登校児童生徒の割合(%)	小学生0.76% 中学生3.65%	小学生0.50% 中学生3.00%
児童虐待に関する通報のうち、早期解決ケース※1が受理ケースに占める割合(%)	70.0%	80.0%
発達障がいに関する支援が必要とされ、医療機関を受診した子どもの割合※2(%)	70.3%	75.0%

※1 早期解決ケース：児童虐待に関する通報のうち、1～3回程度の助言指導、他機関あっせん、通報があつたが支援が必要などのケース。

※2 4歳児発達支援相談事業において、発達障がいに関する支援が必要とされた子どものうち、発達障がいに関する医療機関を受診した子どもの割合。

